

保護者各位、スタッフ各位、運営陣各位

SC360 Jr.

クラブ規約



改定 2017年4月28日

クラブ規約

改版 2017.04.28

(名称)

第1条 この会は、「スポーツクラブ SC360 Jr. (エスシーサンロクマルジュニア)」と称する。

(活動目的)

第2条 志五小クラブの一員として発足したサッカークラブ。保護者等のボランティアによって構成されているクラブで、サッカーを通して心身と精神を形成することを目的に活動する。

(部員)

第3条 部員の定義を以下の通りとする。

第1項 部員

第2項、第3項をまとめ、部員と称する。

第2項 選手

クラブに属する部員で、未就学、小学生1～6年。小学生は、板橋区内の小学校に通う生徒に限る。

第3項 マザーズ

クラブに属する部員で、主に選手の保護者母で構成される。

(スタッフ)

第4条 クラブ運営をサポートする要員で、原則は以下の通りとする。毎年4月の保護者会にて保護者等から選出する。退任は、次年度の同役割への引き継ぎが完了した時点とする。会計役と監査役は兼務不可、それ以外は兼務可とする。

第1項 スタッフ

第2項、第3項、第4項をまとめ、スタッフと称する。

第2項 学年代表

選手の学年を代表して取り纏める役割で、学年の意思を代弁する権限を有する。各学年1名以上選出する。任期は一年とする。選手の保護者は学年代表と協力し、運営にあたること。

第3項 会計役

クラブ運営費の入出金を取り纏める役割。2名以上選出する。任期を二年とする。初年度は、昨年度会計の指導を受けながら業務を遂行する。二年目は、次年度会計をサポートしながら、保険申請業務を行うこと。会計役は四半期毎に支出状況をまとめ、運営陣に報告する。

第4項 監査役

会計役の作成した収支報告書に誤りがないか確認する役割。2名選出する。任期は一年とする。特に指定が無い限り、2年以上の学年代表が兼務する。

(運営陣)

第5条 クラブを運営する要員で、代表から委任された者。定義は以下の通りとする。全ての役割は兼務可とする。

第1項 運営陣

第2項、第3項、第4項、第5項をまとめ、運営陣と称する。

第2項 代表

クラブ運営に関わる総責任者。主に、対外クラブや組織との調整役を務める。

第3項 相談役

代表を補佐する役割。

第4項 マネージャ
代表、相談役の補佐、また、スタッフ、運営陣との調整役。会計に関する調整も行う。

第5項 コーチ
選手の指導者。指導者は、以下のクラスに分け指導にあたる。
(1) 低学年（未就学、小学1、2年）
(2) 中学年（小学3、4年）
(3) 高学年（小学5、6年）
(4) マザーズ
クラス毎に選手の活動を取り纏める。試合などで外部活動する際は、学年代表と協力の上、必要機材の運搬、選手の移動、審判の手配などを行う。

(審判員)

第6条 部員が試合をする際に、審判員として出場する者を示す。審判員は、JFAの資格資格保有が条件になる場合がある。クラブとして資格取得を支援する（取得費用、また更新料も支払う）。審判資格保有者はクラブの審判員として登録し、運営陣指揮の元、審判員として出場すること。クラブより審判服等を貸与する。

(志五小クラブ)

第7条 志村第五小学校に属するスポーツクラブ活動の集団。志村第五小学校の校庭や体育館などの使用許可などを管轄している。志五小クラブの要請には応じること。

(入部)

第8条 入部届書を提出した後、代表の承認を以て部員と認める。入部後、速やかに部費を納めること。活動に必要な衣類、靴（紐靴以外は不可）、ボール（4号球）等の消耗品は各自で準備すること。公式戦に参加するためのユニフォームは、クラブから貸与する。ユニフォームは公式戦に参加する時、もしくは代表の指示がない限り着衣禁止とする。

(退部)

第9条 退部する者は、運営陣に退部の意思を伝え、担当コーチと代表の承認を以て退部と認める。クラブから貸与した物を速やかに返還すること。なんならかの事由で貸与品が返却できない場合は、相当額の返金を請求する場合がある。

(練習)

第10条 練習は、毎週日曜日もしくは国民の祝日に行う。基本的に志村第五小学校の校庭で行うが、小学校の都合で練習場所を変更することがある。練習時間は以下の通りだが、他クラブとの調整で変更になる場合がある。

- (1) 奇数月 8:00～11:00
- (2) 偶数月 11:00～14:00

練習で指導を受けられる者は、部員、体験練習者、または運営陣から許可を得た卒部生等の関係者のみとする。

(試合)

第11条 当クラブは可能な限り、東京都や板橋区などが開催する少年少女サッカー大会に参加する。主な試合については、11.細則「試合」に記す。部員の構成により、参加する試合は限定される。

クラブ規約

改版 2017.04.28

(保険)

- 第12条 部員や運営陣は、スポーツ安全保険への加入を必須とする。詳細は、スポーツ安全協会の「スポ安ねっと」を参照のこと。
<https://www.spokyo.jp/spoannet.html>

(クラブ運営費)

- 第13条 クラブ運営費について定義する。
クラブ活動に必要な経費を補うため、部員等から徴収した現金を示す。詳細は、13.細則「クラブ運営費」に記す。

(会計規則)

- 第14条 会計規則について定義する。原則は以下の通りとし、詳細は14.細則「会計規則」に記す。
- 第1項 原則
クラブ活動に必要な経費を、クラブ運営費から支払う。一部個人負担もあるが、詳細は、13.細則「クラブ運営費」に記す。
- 第2項 年間予算立案
運営陣とスタッフは、毎年4月に前年度実績から年間予算を立案する。繰越金は、次年度イベントを鑑み計画すること。保護者会で決議をとり、合意を得た上で運営に当たる。
- 第3項 例外
四半期毎の収支結果が年間予算と乖離が認められた場合は、臨時保護者会を開催し協議すること。

(年間スケジュール)

- 第15条 4月1日から翌年3月31日までを活動単位とする。主な年間スケジュールは、15.細則「年間スケジュール」に記す。

(保護者会)

- 第16条 四半期毎、または必要に応じて、運営陣、スタッフ、保護者等が集会場等に集まり、活動に関する報告や調整を行う。主に、収支報告、課題の提起と提案、規約の変更に関する決議などを行う。保護者から議事録担当を選出し、議事録をとる。議事録や資料は、欠席者に回覧すること。

(変更)

- 第17条 本規約を変更する場合は保護者会で提起し、承認を以て認める。

附則 この規約は、2017年4月1日から施行する。

1 1. 細則「試合」

改版 2017.05.12

1. 本書の目的

通年の試合と、試合参加時に発生する経費を以下に列挙する。なお本データは 2016 年度のものであり、変更になる場合がある。

2. 試合一覧と参加費

項	大会名	参加費	試合期間	負担
1	東京都：リハウス U-12 リーグ前期	20,000 円	4～6 月	クラブ運営費
2	東京都：リハウス U-12 リーグ後期	20,000 円	7～10 月	クラブ運営費
3	東京都：JA 東京カップ (5 年)	5,000 円	8～9 月	クラブ運営費
4	東京都：ハトマーク大会 (4 年)	5,000 円	4～5 月	クラブ運営費
5	板橋区：少年少女フットサル大会 (4 年)	8,000 円	5 月	クラブ運営費
6	東京都：マザーズカップ	5,000 円	7 月	クラブ運営費
7	板橋区：夏の大会 (高学年)	3,000 円	7 月	クラブ運営費
8	板橋区：夏の大会 (中学年)	3,000 円	7 月	クラブ運営費
9	板橋区：夏の大会 (低学年)	3,000 円	7 月	クラブ運営費
10	板橋区：ジュニアカップ U-10	5,000 円	11 月	クラブ運営費
11	板橋区：ジュニアカップ U-9	5,000 円	11 月	クラブ運営費
12	板橋区：冬の大会 (高学年)	3,000 円	12 月	クラブ運営費
13	板橋区：冬の大会 (中学年)	3,000 円	12 月	クラブ運営費
14	板橋区：冬の大会 (低学年)	3,000 円	12 月	クラブ運営費

3. 登録費

項	費目	参加費	支払月	負担
1	チーム登録費	14,000 円	3 月	クラブ運営費
2	東京都第六ブロック運営費	7,000 円	3 月	クラブ運営費
3	東京都選手登録費 (小学 3 年以上の人数分)	1,000 円	3 月	部員

13. 細則「クラブ運営費」

改版 2017.05.02

1. 本書の目的

クラブ運営費として、部員が負担する現金について、以下の通り定める。

2. 部員（選手）の負担

項	費目	金額	支払回数	支払期限	備考
1	部費	1,600 円	毎月	毎月の最終練習日	
2	保険代	800 円	年 1 回	毎年 3 月、入部時	前年 3 月に次年度の登録する
3	薬代	200 円	年 1 回	毎年 3 月、入部時	
4	選手登録費	1,000 円	年 1 回	毎年 3 月、入部時	対象は 3 年生以上で、東京都試合に参加する者
5	夏合宿費	約 25,000 円	年 1 回	毎年 8 月	小学 4 年生以上 人数や施設により 金額は変動する

3. 部員（マザーズ）の負担

項	費目	金額	支払回数	支払期限	備考
1	部費	200 円	毎月	毎月の最終練習日	年一括払いする場合は、2,000 円とする。
2	保険代	1,850 円	年 1 回	毎年 3 月、入部時	前年 3 月に次年度の登録をします

4. その他

- (1) 試合などで遠地に移動する際の移動交通費など。送迎にかかる費用なども含む。
- (2) 部員がトレセンなどに選抜された場合に発生する経費（登録費、参加費）はクラブの功績として、クラブ運営費から負担する。

14. 細則「会計規則」

改版 2017.05.10

1. 本書の目的

クラブ運営費の会計処理について、以下の通り定める。

2. 収支記録表

入金処理、出金処理を記録する帳票。記録に合わせ、入出金確証をノート等に貼り付け保管すること。記録は速やかに行い、運営陣からの残高確認に対応できるよう努める。

3. 入金処理

徴収した現金の費目を明確にし、収支記録表に記録する。部費、保険代、薬代等の部員から年間を通して徴収する費目に関しては、選手支払い管理表に記録して漏れないように管理する。未払いを確認した時点で催促を行うこと。

4. 出金処理

部員、スタッフ、運営陣からの要求に対し、出金確証（領収書、請求書、出金伝票など）を条件に、クラブ運営費から出金する。その際、収支記録表に記録すると同時に、受領記録（サイン等）を残すこと。

5. 費目

取り扱う費目は以下の通りとし、改訂が必要な場合は保護者会で検討の上適用する。

(1) 収入の部

費目	内訳
01 繰越金	前年度のクラブ運営費の残金。全額翌年に繰り越す。
02 部費	部員から徴収した現金。詳細は、13.細則「クラブ運営費」に記す。
03 助成金	クラブ運営に対する助成金。注意として「祝金等」は、明らかに当クラブ運営に関与する場合のみ、その証を残し助成金として扱う。
04 利子	貯金口座の利子。

(2) 支出の部

費目	内訳
05 飲食代	保護者会、お楽しみ会、夏の交流会、小学校行事への参加に関わる経費。試合運営（審判、ベンチ指導、会場設営など）に参加した運営陣に対するペットボトル等の飲み物、または軽食を配布する費用も含む。
06 講習代	運営に関わる講習会に参加する際の費用。審判講習会や指導者講習会などがそれにあたる。
07 事務費	事務運営に関わる費用（のり、切手、コピー、振込手数料など）。特例として、志五小クラブの交流会費用を10,000円/年までを事務費とする。
08 備品代	部に残る物品の経費。薬などの消耗品も含む。
09 雑費	事務費や備品代以外の経費。
10 広告宣伝費	クラブの宣伝に関わる費用。ホームページ維持費もこれにあたる。
11 登録費	選手登録費。詳細は、12.細則「試合」を参照のこと。
12 参加費	試合などへの参加費用。運営陣が認めたトレセンなどの選抜に、部員が参加する費用。詳細は、11.細則「試合」を参照のこと
13 施設利用料	集会場や倉庫などの施設利用料。
14 駐車場代	部員の送迎車両、運営陣、審判員がクラブ活動に車両を利用した場合の駐車場代。
15 交通費	部の運営に関する移動費用。基本的に公共交通機関のみとするが、部の運営に関する資材を運搬する場合において、タクシー利用を認める。

1 4. 細則「会計規則」

改版 2017.05.10

	その他、以下条件に合致する場合は、送迎補助として200円/日を支払う（日に一度まで）。 ・送迎される者：部員、運営陣、スタッフ、審判員 ・送迎する者：送迎される者が家族以外
16 保険代	運営陣に対する保険代。部員は自己負担。
17 合宿費	合宿運営に関わる費用。合宿費用に関しては、開催前の保護者会で詳細をつめること。
18 卒部費	卒部式に掛かる費用。具体的には、トロフィー代、プレゼント代、子供たちへ配布するお菓子代等。お祝い返し等の費用は含まない。

15. 細則「年間スケジュール」 改版 2017.04.28

1. 本書の目的

主な年間スケジュールは、以下の通り定める。状況に応じて調整する場合がある。

2. 年間スケジュール

月	イベント
4月	保護者会（第一四半期） ・前年度会計報告 ・本年度予算案決議 ・スタッフ選出
	お楽しみ体験会
7月	保護者会（第二四半期） ・四半期会計遂行状況報告 ・合宿に関する調整
	夏の大会（参加選手は部員数により調整）
8月	強化合宿（遠征）
10月	保護者会（第三四半期） ・四半期会計遂行状況報告 ・懇親会に関する調整
11月	懇親会（BBQ）
12月	親子大会
	冬の大会（参加選手は部員数により調整）
	蹴り納め
1月	初蹴り
	保護者会（第四四半期） ・四半期会計遂行状況報告 ・卒部式に関する調整
3月	親子大会 ・卒部生（6年生）、100本クリア
	卒部式